



川内小学校だより

# ゆずり葉

第6号(前号は巻→5号)  
令和2年7月13日  
桐生市立川内小学校発行



## 【今年度の運動会の期日と内容について】

「大変申し訳ありませんが、期日を変更させていただきます。」

ようやく学校生活が軌道に乗り始め、子どもたちの意識が高まってきたところですが、新型コロナウイルス感染症対策という点では、まだまだ気を緩めるわけにはいかない状況が続いています。これから先の学校行事や各教育活動においても工夫・変更・修正等を余儀なくされることが予想されます。

今年度の運動会を当初は年間計画通り9月実施と考え、この予定に従って何とか実施する方向で検討してきました。最も大切なことは子どもたちの健康面・安全面です。感染症対策と熱中症対策の2つを最優先事項として検討を重ねた結果、9月の暑さが厳しい時期では、上記2つの対策を両立させるのは困難であると判断しました。熱中症対策のため、全児童をテントの中に入れ、さらに、新型コロナウイルス感染症対策として、密を避けるために椅子の間隔を確保しようとする、25～30台ほどテントが必要ですが、この数の確保が困難なことに加え、準備や片付けという点からも難しい状況です。

こうしたことから、運動会の実施は涼しさが増し、ほぼテントの必要がなくなると予想される10月に延期せざるを得ないという結論に達しました。そして、期日については、これ以上、判断を後に延ばすわけにはいきませんので、令和2年度の運動会を下記の日を実施とさせていただきます。

**令和2年度川内小運動会→10/17(土) <悪天候時は10/18(日)>**

各ご家庭におかれましては、すでにご予定など入れ始めているところもあるとは思いますが、検討を重ね総合的に判断したことでありますので、何卒、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

運動会における競技や演技の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策をふまえたものとなるようこれから検討・工夫など重ねながら配慮させていただく予定です。これに関して具体的には、2学期に入ってからお知らせすることになりますので、ご承知いただきたいと思っております。

### 7/1(水)に地震対策の避難訓練を行いました。

7/9(木)の早朝、関東地方で地震が発生し、桐生市も震度3ということで皆さん驚かれたことでしょうか。被害がないレベルで幸いでしたが、万が一に備えて訓練を行っておくことは必要と考えます。今回は子どもたちに訓練の予告をせず、いきなり放送で知らせるスタイルで実施しました。子どもたちは、騒がず慌てることなく迅速に机の下に身を入れるという行動が見られました。このように、真剣な取組(訓練)を積み重ねていくことが、いざというときに役立つことと捉え、今後も計画的に訓練を行っていききたいと思います。



## 児童の「おりひめバス」利用について

現在本校ではバスを利用して通学している児童が30名ほどいます。その全てが5丁目の子どもたちです。これらの子どもたちは、自宅から学校までの距離がかなりあり、中には徒歩で1時間程度かかってしまう子どももいます。バス利用についてはスクールバス通学を中心に、一部「おりひめバス」も利用している状況です。5丁目のこうした実情に伴い、「1丁目・2丁目の中にもやや遠い子どもがいるので、1・2丁目方面を通るおりひめバスを利用できないか」とのご相談を受け、検討した結果、「あくまでも、ご家庭の責任において利用するならよいのではないか。」という方向でまとまりました。主な理由として、昨今の熱中症や不審者対策からの心配が増してきているというものです。暑い中の疲れた身体での下校は心配です。また、不審者対策という視点から複数下校を促しても、途中から1人2人とだんだん減り、最後はポツンと1人になってしまう状況も心配です。

ただ、バス利用をする際の問題点として、現在のバス時刻ダイヤでは登校時に丁度よい時刻のバスがないことです。一方で、下校時は利用できそうな時刻のバスがあるので、こちらは何とかかなりそうです。

バス利用についての心配事項としては、「バスに乗り遅れた・停留所を乗り越した」「バスの中でのマナーが守れず、迷惑をかけた」などです。当然、何か起こった時には、バス関係者から学校に電話が入ります。これにかかわり、予測していない時に緊急を要とする事案に対応することは学校側としてもなかなか難しいことが予想されます。こうした点を十分にふまえ、1・2丁目方面のご家庭はご検討ください。

おりひめバス利用については、一応、各ご家庭の責任とお願いするとしても、学校側でどの児童がどこからどこまで利用するのか把握しておく必要がありますので、別紙として用意する「おりひめバス利用承諾書」に必要事項を記入の上、担任までご提出ください。

### <バス利用を希望するご家庭は>

① 担任まで“おりひめバスの利用を希望したい”と申し出て「おりひめバス利用申請書」の用紙を受け取る。



② 「おりひめバス利用申請書」に必要事項を記入の上、担任に提出する。



③ 担任から「おりひめバス利用許可証（確認書）」を受け取る。（1年ごとの更新とします。）



④ 夏休み中に、（できるだけ実際に利用する時刻の）バスに乗って練習する。



⑤ 2学期からバス利用。

これにかかわり、学校から「おりひめバス」の担当部署にも連絡を入れておきます。なお、実際の利用は2学期のスタートからと考えておりますので、上の④にもあるように、利用を希望されるご家庭におかれましては、夏休み中にお子さんと何度か練習しておいていただけると幸いです。